時事新報

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓

一百本以上ハ相對

◎時事新報ハ毎日午前二時頃ニ編輯ヲ終ヘ三時頃ニ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十五錢ノ發送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一行ニ付	一行ニ付	一行ニ付
一行廿四字詰	一日限	七日以上	一箇月以上
普通一行	十錢	八錢	七錢
同十一行連行	九錢	七錢	六錢
同十一行以上	八錢	六錢	五錢
大廣告	大廣告ハ一行ニ付二十錢以上	大廣告ハ一行ニ付十八錢以上	大廣告ハ一行ニ付十六錢以上
特別廣告	特別廣告ハ一行ニ付三十錢以上	特別廣告ハ一行ニ付二十七錢以上	特別廣告ハ一行ニ付二十四錢以上
追加	追加ハ一行ニ付八錢	追加ハ一行ニ付六錢	追加ハ一行ニ付五錢
二號活字	二號活字ハ一行ニ付二十錢	二號活字ハ一行ニ付十八錢	二號活字ハ一行ニ付十六錢
三號活字	三號活字ハ一行ニ付十六錢	三號活字ハ一行ニ付十四錢	三號活字ハ一行ニ付十二錢
四號活字	四號活字ハ一行ニ付十二錢	四號活字ハ一行ニ付十錢	四號活字ハ一行ニ付八錢
五號八區五毛	五號八區五毛ハ一行ニ付八錢	五號八區五毛ハ一行ニ付六錢	五號八區五毛ハ一行ニ付四錢
五號五區	五號五區ハ一行ニ付六錢	五號五區ハ一行ニ付四錢	五號五區ハ一行ニ付三錢

時事廣告料ハ前金ヲ要ス

時事新報

未決囚の處分

未決囚とハ犯罪の告訴を受けて未ダ裁判の運びに及ビ若クハ既ニ裁判ノ言渡ヲ終リタル後ニ非ザレバ被告人ト雖モ亦是レ一個ノ良民ナレバ今ノ我國ノ未決囚ノ事ニ付テハ自ラ人權云々ノ道理モアラン又氣ノ毒ナル情實モアラントノ點モ權利ノ理論、氣ノ毒ノ情實ハ姑ク問ハズ一國ノ者ニ非ズ唯我國經濟ノ一點ヨリ觀察ヲ下ダシテ明カ部見ヲ陳ベンと欲スルのミ最近ノ調査ニヨルに未決囚ノ總數ハ北海道、小笠原嶋、沖繩ヲ除テ七千三百十三人トアリ之ガ爲メ年々費ヤス所ノ金額ハ固ヨリ委細ヲ知ルニ難シと雖モ薪炭、食物、寢具等ト始メ獄吏ノ給料監獄ノ建築修繕其他ノ雜費ヲ細ニ計算シたらバ一年凡ソ何十萬圓ニ下らざる可シ抑モ世ニ罪人ノ種ノ盡きざるハ今ノ時勢ニ免レ難き所なれバ之ガ爲メ幾千ノ金額ヲ費やさゞれバとて唯是非もなきことと諦むるの外なる可らず又雖モ未決囚に於テハ則ち然らず裁判ノ速カに行屆ク家ヲ有スるより假ニ監獄スる者なれバ若しも審問裁判ノ猶豫なるを得バ幾日ノ間永ク監獄に衣食せしめて安く國財ヲ費すの憂ヲ免ガる可し既決ノ罪人と雖ドモ獄吏ノ手ヲ煩して衣食ヲ與ふるハ止むを得ざるの國費なれ共此未決囚ハ唯其裁判ノ決せざるが爲メに給料ノ日月ヲ空ふして會計ノ國財ヲ消費するものなれバ我輩ハ國ノ經濟ノ爲めに一錢金にても之ヲ愛惜せざるを得ず然かのミならず聞ヲ撤シて人と言ばしめれバ其散財ハ勿無益にても尚ホ強ひて滿足す可しと雖モ未決囚に給與する衣食ハ給與を乘り作ら本人に於テハ無限の迷惑と訴へざる底なし恰も鎖を投ジて他の木ヲ貫ふノ姿ヨシて參照これを評すれバ誠に割に合ハぬ經濟と云ふ可し其筋の事實ハ固より我輩の知る所に非ずと雖モ多き未決囚徒の中には重罪犯人に非ざる者と雖も證據何箇月間は兎ふの年に亘るものもありと云ふ殊に未決監にある者ハ世間の風潮も多しとのことなれバ是等ハ輕獄と云ふ可き程のものに非ず嚴密の審問、左ヨで重ヲ要するにもあらざれバ民事ヲ一日遷延すれバ一日丈け國庫の損亡なりと經濟の一點に眼を着けて裁判の手數を省略ぜんとするハ財政の局からざる今日に於て急務なるハ勿論なれ共その裁判の性を如何す可ぞやと云ふ我輩ハ[illegible]ある非ざれとも雖モ裁判ノ意が無罪として有罪に[illegible]ず未決囚の[illegible]ると[illegible]て裁判の目的と[illegible]ずの一人生の[illegible]閉に從ひ自から[illegible]裁判の事例ヲ犯罪[illegible]告人の數[illegible]は裁判の[illegible]取方も自然に速なれとも少數の[illegible]ときハ勿論ナれ共然るを看ず畢竟當局の裁判官ノ人の故意には非ずして人間世界普通の情勢なれバ當局者ハ能く自ら此邊に注意し假令ヘ被告の數ハ非常に減少したるときにても其勤勞に緩急と爲さずして若しも事實に叶ふことあらバ未決監中復タ人影を見ざるまでにも致さんとの決心と以て非常に勤るときハ必ず目的を達するに至る可し從前の如く午前九時に出廳して午後三時に退出するの定例を改め七八時に出でて六七時に去るか何ハ足らずんバ敢テ曜日晝中の休暇をも廢し時事新報が一年三百六十五日打通しに發刊するの筆法と用るも人生に能はざる勞働に非ず他の諸官吏が閑散に乘じて遊務を暮ることあるも國庫は暇より見れバ唯その吏人の俸給を空ふするのみなれども裁判官の遷不動の之に由て別に監獄費と增減すれバ我輩は特に其施張を促して止まざるものなり此法に從ふときは裁判官に過分の勞働を歸そるおとなれバ過分の慰勞報酬ある可きも亦當然の事にして或は增給も可あらん或は臨時の給與も可なるらん又或は商法の主義に從ひ裁判の件數に準して給與を增減するも可ならん何れの方法にするも我輩は其財を愛ふと云ふ之を計算して彼の未決囚ヲ爲めに費す可きときは償ふて餘りある可きや明かなれバ裁判官と雖ども及ばざるの甘幹に差支なきの裁判所に一日十件と判決せしものゝ廿件と判決せんとするときは全國一百の始審裁判所にて一日千件の餘分を決し其處分を缺き此裏況と招くの原因となれり今昨年十月現在の景況と調ふるに製造所十箇所、製造所役員八十四人、職工五千九百卅八人、一月より十月まで製造高三萬九千九十六噸、此概價四十二萬千二百八圓にして之と十九年一月より十月までの間に於て輸出最も多かりしは二月及三月にて其數一箇月五千噸餘に及び其價格も亦頗る騰進し最高の時の如きは平均凡そ十五圓内外に及び一と雖も昨今に至ては忽ち其不景氣を極はめ一箇月の出荷二千五百噸餘、價格平均十圓五十錢を過さるに至れり是れ廿年中の製造高十九年に比して頗る多きを加へ爲に大に資込を競爭し粗造濫賣ヲ生じ外人の信用